2023年（令和５年）11月24日（金）第182号

建設職能新聞

一般社団法人
東京建設職能組合連合会
発行人　渡辺喜重
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2ー26
TEL 03(3268)6343 FAX 03(3260)1045
http://www.kenshoku.or.jp
メール:info@kenshoku.or.jp

主な記事

１面・日帰りバスツアー
２面・時間外労働の上限規制
３面・インボイス制度対策セミナー
４面・国保だより

「信州の絶景&温泉・秋満喫日帰りバスツアー」を開催しました！　2023年11月2日（木）

４年振りとなる研修旅行（日帰りバスツアー）が2023年11月２日（木）に開催されました。会員の皆様52名が参加され、女優の吉永小百合さんが出演したシャープ「AQUOS」のテレビCMで一躍人気になった**「御射鹿池（長野県茅野市）」**を見学し、紅葉に染まった風景を堪能しました。

【旅 程】
（集合）市谷田町発・蒲田発 →（観光）奥蓼科御射鹿池 →（昼食）横谷温泉旅館 →（観光）道の駅ビーナスライン蓼科湖 →（解散）市谷田町着・蒲田着

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

「蓼科湖」にて１号車（市ヶ谷発）の皆さん

「蓼科湖」にて２号車（蒲田発）の皆さん

紅葉に染まる「御射鹿池」

「首都圏建築組合」の皆さん

昼食会場の「横谷温泉旅館」

「玉川建築組合」の皆さん

支部組合紹介　私が組合長です

東調布建築組合　宮田　邦徳

一般社団法人 東京表具経師内装文化協会　髙橋　晃一

大森建築組合　吉田登志夫（監事）

愛宕建築職別組合　福田　勇

玉川建築組合　柿戸　義朗

大田緑地組合　髙井　修一

杉並建築組合　樺澤　幸夫（理事）

蒲田建築組合　宇田川　暁（理事）

大田建設職能組合　長谷川利夫

蒲田表具襖内装組合　林　慎一郎

蒲田畳業組合　小林　克浩

蒲田建具職組合　竹中　元春

（一社）東京建設職能組合連合会主催
「外崎顧問税理士によるインボイス制度対策セミナー」開催

2023年９月29日（金）に建設職能会館にて「外崎顧問税理士によるインボイス制度対策セミナー」を開催しました。

当日は17名の会員の方々が参加し、10月１日からスタートした「インボイス制度」を理解する貴重なセミナーとなりました。

制度説明をする外崎顧問税理士

【今回のセミナーのテーマ】
①2023年10月１日スタート「インボイス制度」とは？
②自分は「インボイス制度」に登録すべき？
③免税事業者（一人親方）を使用する場合の注意点

「支部組合との情報交換会」　～ 東調布建築組合 ～

2023年10月３日（火）に連合会事務所にて、東調布建築組合事務局の方々と「労災に関する情報交換会」を行いました。

お互いの労災事故に対する対応や年度更新の仕方などを共有したり、連合会で使用している「労災ソフト」を紹介し実際に操作して体験をしていただきました。

また労災に限らず様々なお話をすることができ、大変貴重な時間となりました。

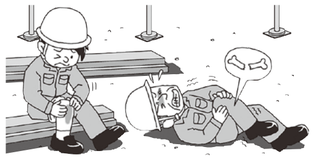

（写真左・中央）近藤さん・竹本さん（東調布建築組合）

賀詞交歓会
特別講演会＆懇親会

日 時：令和６年１月30日（火）　11時 開始
場 所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）　会 費：8,000円（税込）

11時～
１部
特別講演会

テーマ　代謝力アップで元気なカラダを手に入れる！
～ 食べて健康になる方法 ～

浅野 まみこ 先生　管理栄養士・食生活コンサルタント
（株）エビータ　代表取締役

12時30分ごろ～
２部
懇親会

食事パーティー（ビュッフェ形式）

新年を祝う「美味しいお料理とお酒」　■椅子とテーブルをご用意しております。

建設業の事業主の皆さまへ

令和６年４月１日から時間外労働の上限規制が適用されます

平成31年４月１日、改正労働基準法が施行されました。

時間外労働の上限規制

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・監督署への届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
１日８時間及び**１週40時間**

法律で定められた休日
毎週少なくとも１回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。
（様式第９号の４）

建設業においても、時間外労働の上限が原則付きで法律に規定されます。
（令和６年４月１日～）

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和６年４月１日以降、時間外労働の上限は**原則として月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、**臨時的な特別の事情**があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- **時間外労働**が**年720時間以内**
- **時間外労働と休日労働の合計**が**月100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計について、**「２か月平均」「３か月平均」「４か月平均」「５か月平均」「６か月平均」が全て１か月当たり80時間以内**
- 時間外労働が**月45時間を超えることができるのは、年６か月まで**

上記に違反した場合には、罰則（６か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

建設下請負人の皆さま、ご安心ください。

中小企業をイジめるような無理な取引は見逃しません！

たとえば、そのお困りごと

休日労働が心配な事業主のＢさん
急な発注で工期が短すぎて、休日に作業させるしかない…
でも、受注単価は据え置きか……

予定どおりに請負代金を払ってもらえない…
従業員に賃金を払えなくなるかも……

賃金の支払に困る事業主のＡさん

下請取引が原因ではありませんか？

CHECK 以下のような行為は「建設業法」で禁止されています！
- □ 下請代金の支払遅延
- □ 不当に低い請負代金
- □ 不当な使用資材等の購入の強制

CHECK 元請負人による建設業法違反が疑われる場合には…
- □ 労働基準監督署では、ご相談への対応だけでなく、建設業法違反を調査している国土交通省へご相談の取次ぎを行っています（下図参照）。
- □ お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
  ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
  ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX又は郵送してください。
  ※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。

下請負人 →（相談／匿名も可）→ 労働基準監督署 →（取次ぎ／匿名も可）→ 国土交通省 →（調査・指導／相談・通報は秘匿）→ 元請負人

○ 労働基準監督署から国土交通省への取次ぎは、下請負人名を匿名とすることも可能です。
○ 国土交通省が元請負人に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。

▶ 国土交通省では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けております。詳しくは、ホームページをご確認ください。

厚生労働省　国土交通省

蒲田塗装工業組合　高橋　一敏

東京建具協同組合　佐藤　秀明

昭南建設組合　斉藤　建一

大田区塗装業組合　田口　亨二

狛江建設組合　絹山　晃広

東京瓦事業協同組合（監事）　神谷　正博

八王子南多摩建築組合　池田　壮

北多摩建築組合　宮川　忠雄

江戸川土建組合　石田　照男

月島建設業組合　三上　義信

一般社団法人 早稲田建設業組合　加藤　良一

北区表具経師組合　金子　和幸

建設職能文京支部　小澤　芳明

本郷建築組合　百瀬　喬

東京都塗装工業組合　平野　孝夫

東京都瓦工事職能組合　藤井　禎夫

城東建築組合　斉藤　義明

江東建業組合　渡邊　正利

江東建築業組合　中原　松雄

麻布建設組合（理事）　河野　賢雄

六本木建築組合　三保谷昌弘

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534
建設職能国保

法人化を検討されている事業主様
法人事業所は健康保険の適用除外申請が必要です

法人事業所または従業員を常時５人以上雇用する個人事業所は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。

ただし、すでに職能国保に加入している個人事業所が、法人になった日等から14日以内に年金事務所へ健康保険適用除外（厚生年金保険被保険者取得届は５日以内）を申請、承認を受けることにより職能国保に残ることができます。

健康保険の適用除外が認められない場合は、全国健康保険協会管掌健康保険が適用されますので、法人化を検討されている方は、当組合へご相談ください。年金事務所への届出が法人になった日等から14日を超えたときは、健康保険の適用除外が認められず職能国保には残れません。必ず、期限内の申請が必要になります。

適用除外手続きの流れ

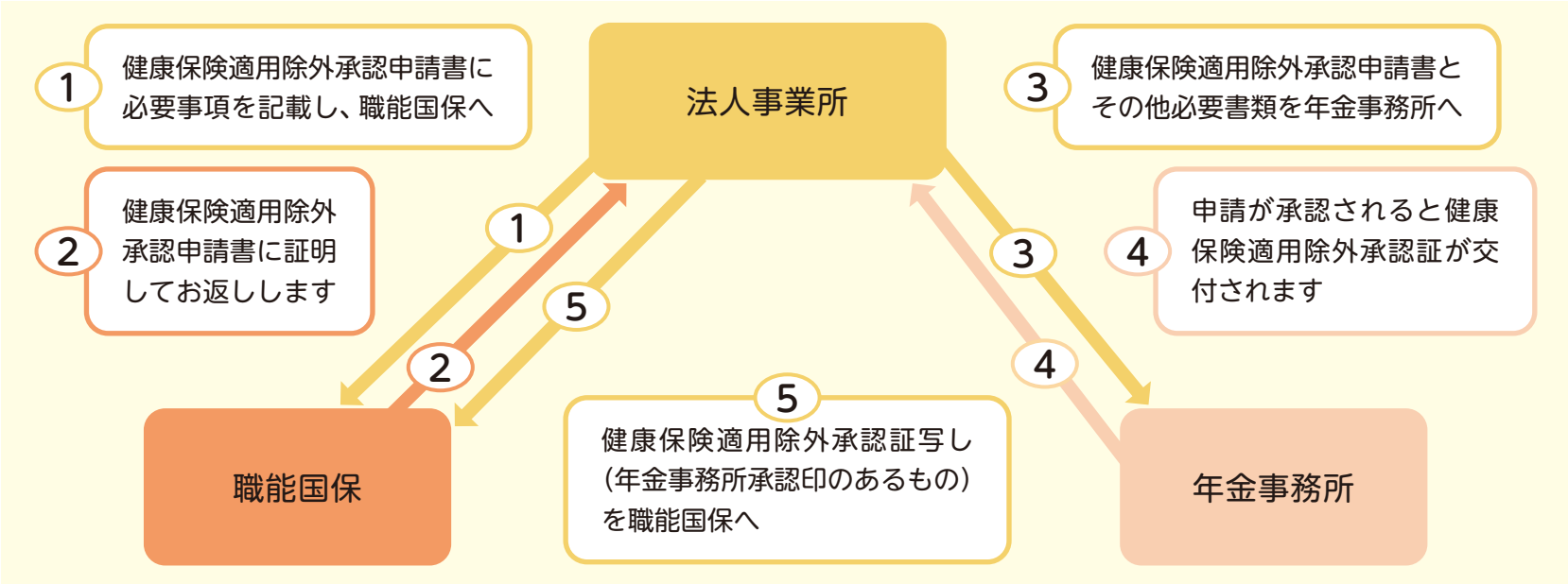

《加入者数》

組合員	2,082人
家　族	2,160人
後期高齢者組合員	132人
計	4,374人

（2023年９月末現在）

職能国保のホームページを是非ご活用ください！

最新のお知らせ等を随時、ご案内しております。新たに「健康サポート」のコンテンツを作成し、健康に関する情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

東京建設職能国民健康保険組合　ホームページ
URL：https://www.kenshoku-kokuho.or.jp

保険料の納入は期日までにご協力をお願いします

おしらせ
がん郵送検診の申込期限について

20歳以上の女性の方には直接当組合から、40歳から74歳の方には特定健診の受診券と共に送付しておりました大腸がん・子宮頸がんの申込期限が、

2023年12月31日投函分まで

となっております。
お早めのお申し込みをお願い致します。

インフルエンザ予防接種者に対する助成のご案内

対象接種期間

令和５年10月１日～令和６年３月31日

補助金額

2,000円を限度

（小学校６年生以下の子が２回接種し、２回分を同時に申請した場合は4,000円を限度）

※経鼻インフルエンザワクチンは助成の対象となりません

届出は必ず14日以内にお願いします

次のようなときは、所属する支部組合へ必ず届出をしてください。

【国保に入る場合】
- 子供が生まれたとき
- 他の健康保険をやめたとき等

【国保をやめる場合】
- 死亡したとき
- 他の健康保険に入ったとき等

【その他の場合】
- 引越し等で住所が変わったとき等

支部組合紹介　私が組合長です

首都圏建築組合　黒川　修（理事）

世田谷中小建設業協会　持丸　純也

東京都畳工業協同組合　福田　友郎

京浜工業塗装協同組合　黒坂美喜雄

練馬建設事業組合　黒田　國男

一般社団法人西部建設厚生協会　植島　清春

城南建設組合　宮澤　正倫

東調布建設組合　宮崎　肇

小岩建築協同組合　川上　行男

東京造園業組合　榎本　好男

一般社団法人代々木建設組合　名越　実